

広島駅南口広場の再整備等に係る監理業務（3-1）

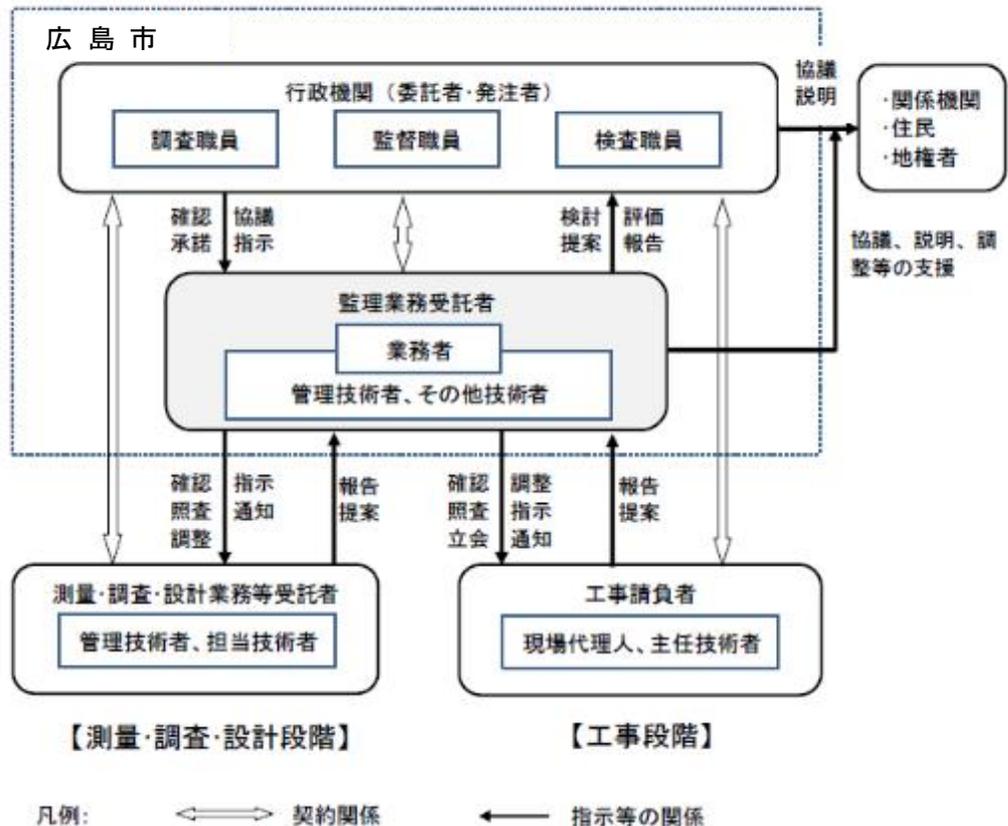
特記仕様書

（業務の目的）

第1条 本市が施行する広島駅南口広場の再整備等（以下、「当該事業」という。）については、路面電車駅前大橋線や広場等の早期整備に向け、関係者が一体となって取り組んでいるところである。当該事業の実施にあたっては、交通事業者による関連事業や駅周辺の民間開発事業との設計・施工に関する技術的な調整が重要となるが、これらの調整には高度な技術力と専門性のもとで大量の関係事務を迅速・的確に執行していく必要があることから、本市の各種マネジメント事務の一部について委託し、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（実施体制）

第2条 本業務の実施体制は下図のとおりとする。本市の人員体制は、担当部長（課長兼務）、専門員（課長補佐級）、主任技師（係長級）2名、技師2名の計6名である。



図一実施体制

（配置予定技術者の資格）

第3条 監理業務管理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものを配置すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）

- ・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る。）

2 担当技術者（3名）のうち、主たる技術者（1名）は、下記のいずれかの資格を有するものを配置すること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）
- ・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級）
- ・ 土木施工管理技士（1級又は2級）

（技術者の配置）

第4条 総合評価における提案書等に記載された配置予定技術者を本業務の着手から完了まで配置すること。病気、退職、社内人事異動等、本市がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。ただし、社内人事異動は、通常のものにおいては、2年以上の継続的な配置実績を満たした場合に限り認める。

なお、技術者の変更にあたっては、当該技術者について総合評価の提案書等に記載され、評価を得た資格・実績と同等以上の要件を満たす者を後任の技術者として配置すること。

2 担当技術者（3名）は、令和3年4月1日から令和7年3月31日まで、広島市役所（8階）道路交通局都市交通部広島駅南口整備担当に常駐すること。

（再委託）

第5条 監理業務受託者は、下記に示す「本業務における主たる部分」を再委託することはできない。

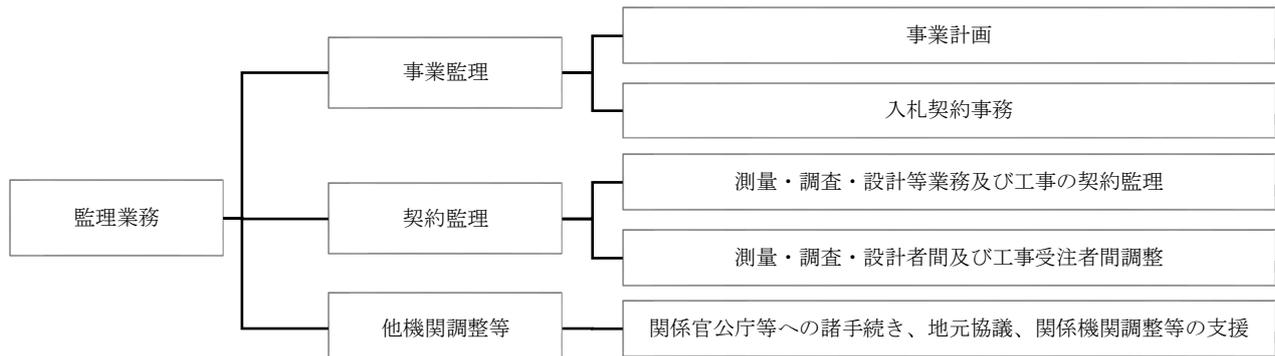
- (1) 全体作業の計画立案
- (2) 監理業務委託者及び関係事業者等との打合せ協議
- (3) 検討・資料作成等における方針の決定
- (4) 技術的判断
- (5) 報告書作成

なお、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。

（業務の対象）

第6条 「事業監理」又は「他機関調整等」の対象となる業務、「契約監理」の対象となる測量・調査・設計等業務又は工事の契約及びそれらの契約における業務の範囲又は内容については、次のとおりとする。

(1) 業務の構成



(2) 業務の範囲と内容

① 業務の対象となる測量・調査・設計等業務及び工事（監理業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第3条・第32条関係）

- 1) 令和元年度・2年度に契約済の測量・調査・設計等業務及び工事
 - ・広島駅南口広場の再整備等における詳細設計の施行に関する協定
 - ・広島駅南口広場の再整備等に伴う道路詳細設計その他業務
 - ・駅前大橋線軌道高架構造物等実施設計業務
 - ・路面電車の駅前大橋ルート of 整備に伴う軌道施設の整備に係る設計協定
 - ・広島駅南口広場詳細設計その他業務
 - ・広島駅南口広場の再整備等における準備工事の施行に関する協定（JR用地内）
 - ・広島駅南口広場の再整備等における準備工事の施行に関する協定（道路区域内）
 - ・広島駅南口広場詳細設計その他業務（2-1）
 - ・広島駅南口広場仮設歩道設置その他工事（2-1）
 - ・広島駅南口広場の再整備等における広島駅軌道新設その他工事の施行に関する協定

2) 令和3年度以降に契約予定の測量・調査・設計等業務及び工事

② 業務内容（役割）と契約監理における指示等パターン（共通仕様書第33条関係）

本業務の業務内容（役割）と契約監理における測量・調査・設計者又は工事受注者への指示、通知、承諾等（以下「指示等」という。）パターンは下表によるものとし、これによりがたい場合は監理業務委託者と監理業務受託者との協議により定めるものとする。

なお、下表の「共通仕様書に示す業務内容（役割）」欄及び「条項」欄に掲げる各項目のうち、取り消し線で表示している項目については、本業務に適用しない。

表一業務内容（役割）・条項・指示等パターン

監理業務	分類	共通仕様書に示す業務内容（役割）	条項	指示等パターン (※)	本業務の主な項目
事業監理	事業計画	・事業計画の内容の把握及び更新の支援	12	/	・事業工程計画案、 予算案、コスト縮減、リスク等に係る検討・支援 ・業務、工事の実施計画案の検討、発注支援 ・事業計画の進捗状況管理 ・国完了検査の支援 ・その他発注者業務に必要となる資料作成
		・事業工程計画案の検討	13	/	
		・事業全体予算案の検討	14	/	
		・事業のリスク等の検討	15	/	
		・測量・調査・設計等業務又は工事の実施計画案の検討	16	/	
		・測量・調査・設計等業務の委託準備支援	17	/	
		・工事の発注準備支援	18	/	
		・用地取得計画策定支援及び用地補償に伴う調査業務の委託準備支援	19	/	
		・事業計画の進捗状況管理	20	/	
		・情報公開等への助言	21	/	

入札契約 事務	・測量・調査・設計等業務又は工事に関する入札・契約方式の 検討及び企業選定資料の作成	22		・契約関連図書の作 成 ・積算資料の作成	
		23			
		24			
		25			
		26			
		27			
		28			
用地補償 関係	・用地補償手続きに関する業務の支援	29		—	
		30			
		31			
契約監理	契約監理 全般	32	—	・対象業務、工事の 契約監理	
		33	—		
		34	(1)		
	測量・調 査・設計 等業務の 契約監理	・契約関連図書の内容の把握	35	—	・駅前広場内サイン 計画、駅2階交通 広場の賑わい創出 の検討支援 ・施行中の歩行者動 線、バリフリ動線 確保、イベント広 場利用形態の検討 支援 ・法的整理の支援
			36	—	
			37	(2)	
			38	(2)	
			39	(2)	
			40	(1)	
			41	(2)	
			42	(2)	
			43	(2)	
			44	—	
	45	—			
	工事の契 約監理	・契約関係図書の内容の把握	46	—	・工事の監督、進捗 管理 ・技術提案の評価 ・設計変更、検査の 支援
			47	—	
			48	—	
			49	(2)	
			50	(1)	
51			(2)		
52			(2)		
53			—		
54			(1)		
55			(2)		
56			—		
57	—				
58	—				
測量・調 査・設計	・測量・調査・設計者間及び工事受注者間調整（工程等の技術 的観点からの調整案の作成、提案、打合せ・協議）	59	(2)	・設計者間、工事受 注者間の調整	

	者間及び 工事受注 者間調整				
他機関調 整等		・他機関調整等（関係官公庁等に対する諸手続き、地元協議・ 住民説明、関係機関調整等の支援）	60		・各種申請手続きの 支援 ・交通管理者、交通 事業者、占有者等 の関係機関調整等 の支援 ・地元協議、住民説 明等の支援 ・CAD等、IT技 術を活用した資料 作成

※指示等パターン

- ・(1)：業務者が、自ら検討・判断した指示や交渉・調整等の事項について、業務者が直接、測量・調査・設計者又は工事受注者へ指示等を行い、その後、結果を委託者・発注者に報告する。
- ・(2)：業務者が、自ら検討・判断した指示や交渉・調整等の事項について、委託者・発注者に事前の承諾を得たのち、業務者が直接、測量・調査・設計者又は工事受注者へ指示等を行う。
- ・(3)：業務者が、委託者・発注者より指示された指示等の事項、又は監理業務委託者から指示された交渉・調整事項について、測量・調査・設計者又は工事受注者へ指示等を行う。
- ・一：指示等がないもの。

（監理業務管理技術者の定例打合せ、指揮監督等）

第7条 監理業務管理技術者は、当該事業の円滑な推進を図るため、監理業務委託者と定例打合せを行うとともに、担当技術者に対し適切な指揮監督を行うこと。なお、定例打合せ等は、業務着手時と検査時を除き、Web会議を認めるものとする。

（監理業務受託者の支援体制）

第8条 監理業務受託者は、当該事業の円滑な推進を図るため、監理業務管理技術者及び担当技術者に対する支援体制（バックサポート）を構築すること。

（関係図書・基準等）

第9条 業務の実施にあたっては、本業務の設計図書のほか、次に掲げる図書・基準等に基づき履行すること。（共通仕様書第4条・第49条関係）

- (1) 広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書
- (2) 広島市土木工事共通仕様書
- (3) 建築設計業務委託仕様書

（担当技術者への貸与品等の使用条件）

第10条 担当技術者3名が常駐する広島市役所（8階）道路交通局都市交通部での貸与品等の使用条件は次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、複写機（用紙含む）、水道、電気等の使用料は無償とするが、委託契約約款第13条の規定を遵守すること。

- (2) パソコン、プリンター（A3・カラー対応）、ネット環境、携帯電話等については、受託者において用意すること。
- (3) その他の使用条件については、監理業務委託者と監理業務受託者との協議により定めるものとする。